

(事務連絡)
日銀業第286号
2019年4月3日

当座勘定取引先
担保差入先
日銀ネット利用先
日銀ネット利用金融機関等
御中

日本銀行業務局

改元に伴う事務処理対応等に関する件

今般、2019年5月1日に元号が改められること(以下「改元」といいます)が予定されていることを受けて、改元に伴う事務処理対応等について別紙1および2のとおりお知らせします。

—— 別紙1においては日本銀行(業務局・支店業務課)との諸取引等における共通的な取扱いを、別紙2においては預金為替関係事務、担保関係事務および日銀ネット関係事務の取扱いを記載しています。

なお、今後本対応とは異なる対応を採る必要が生じた場合には、速やかにご連絡致します。

<本件に関する照会先>

【別紙1に関する照会先】

業務局総務課総合企画グループ 03-3279-1111 (代表)

麻生(内線6132)、川口(内線6075)、杉江(内線6016)

【別紙2に関する照会先】

業務局総務課営業・国債業務企画グループ 03-3279-1111 (代表)

大脇(内線6059)、吉田(内線6107)

以 上

共通的な取扱いについて

1. 「平成」の刷込みのある用紙に関する取扱い

(1) 日本銀行が交付する用紙の取扱い

イ. 金融機関等または官庁が使用する書類の原紙を日本銀行が交付する場合の取扱い

金融機関等または官庁が使用する日銀小切手、政府預金小切手等の用紙については、「令和」の刷込みのあるものの準備が整うまでの間、「平成」の刷込みのあるものをそのまま交付する場合がありますので、ご承知おきください。

このため、「平成」の刷込みのある日銀小切手等を使用する場合には、(2)のとおり訂正のうえ利用してください。一方、官庁が使用するもの（政府預金小切手用紙、国庫金振替書用紙等の「店印等および重要用紙類取扱要領」に定める重要用紙類）については、官庁が訂正を行いますので、官庁から用紙類の交付請求を受けた場合には、そのまま交付してください。

ロ. 日本銀行が作成した書類を交付する場合の取扱い

日本銀行が作成し、交付する書類につき「平成」の刷込みのある用紙を使用する場合には、原則として「平成」を2条の横線で抹消し、「令和」をその上部に記載したうえで交付する扱いとします。ただし、交付する書類が大量に及ぶ等の要因により当該訂正が困難なときは、日付の特定に疑義のない範囲でそのまま交付することもあり得ますので、ご承知おきください。

(2) 日本銀行が受け付ける書類につき「平成」の刷込みのある用紙を使用する場合の取扱い

日本銀行が受け付ける書類^(注1)につき「平成」の刷込みのある用紙を使用する場合には、「平成」を2条の横線で抹消し、「令和」をその上部に記載してください^(注2)。この場合、訂正印は不要です。

(注1) 日本銀行に直接提出する書類のほか、日銀小切手等、転々流通したうえ、最終的に日本銀行が受け付けるものを含みます。

(注2) 訂正方法等の具体例については、(参考) をご参照ください。

2. 規程改正関係

(1) 改正内容および改正後の取扱い

イ. 「平成」の記載がある書式

規程の書式上の「平成」の記載については、法令等において和暦による旨の定めがなく、和暦または西暦のいずれを用いても問題がないものについては、原則として削る改正を行う予定ですが、実務上は引き続き元号を記載することとして問題ありません。

なお、法令等で定められている書式については、法令等の改正内容に応じた改正を行うため、「平成」を「令和」に改めることもあり得ます。

ロ. 書類の記載例およびシステムの入出力例

規程の記載例・入出力例上の「平成」による日付(例:平成28年4月15日)の記載については、例示として誤りではないため改正を行わないものもありますので、ご注意ください。

なお、ご如才なきことながら、改元後に作成し、または提出される書類に和暦で記載される日付については、規程中に特別な定めがある場合および経過・移行措置として別の定めがある場合を除き、「令和」による日付(例:令和2年4月15日)となりますので、申し添えます。

(2) 規程改正通知の発出時期

改元に伴う規程改正に関する通知については、4月中に発出する予定です。

ただし、法令等で定められている書式の改正については、当該法令等の改正時期によっては、5月以降になる場合もあり得ますので、ご承知おきください。

(参考)

日本銀行が受け付ける書類における元号の訂正方法等の具体例

- 元号の訂正を行う場合には、次の①から③までの方法により訂正してください（訂正印は不要です）。

なお、システム対応が間に合わない等の事情により「平成」の使用を継続する場合であっても、④の例のように日付の特定が可能なときは、日本銀行ではそのまま受け付けます。

- ① 令和
~~平成~~ 元年^{*} 5 月 7 日

※ 「1年」でも問題ありません。以下同じです。

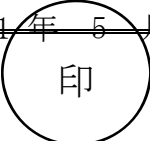
- ② 令和 元年
~~平成 31年~~ 5 月 7 日

- ③ 令和 元年 5 月 7 日
~~平成 元年 5 月 7 日~~

- ④ 平成 31 年 5 月 7 日

(参考)

- 次の⑤の例のように、元号のみならず日付の訂正も行っている場合には、通常どおり、訂正印が必要となりますので、届出済の印章（小切手の場合には振出印）または届出済サインを使用してください。なお、従来から取引先用事務手引等で金融機関等名入りの訂正印または取扱者もしくは使用者のスタンプの利用が認められている場合には、これらの印・スタンプによる訂正でも可とします。

- ⑤ 令和 元年 6 月 10 日
~~平成 31年 5 月 7 日~~
- 

預金為替関係事務等の取扱いについて

1. 預金為替関係事務の取扱い

- 日付欄に「平成」の刷込みのある「当座勘定払戻確認情報記入票」（以下「記入票」といいます）により当座勘定払戻を行う場合には、当該記入票に記載された「平成」を2条の横線で抹消し、「令和」をその上部に記載してください（訂正印は不要です）。

—— 「当座勘定関係事務手引（オンライン取引先用・書面取引等）」第1. 3.（2）および「当座勘定関係事務手引（非オンライン取引先用）」第1. 3.（3）の記載にかかわらず、改元後、当面の間、「平成」の記載に限り訂正可とします。

2. 担保関係事務の取扱い

（1）返戻期日等の入力方法の取扱い

- オンラインで証書貸付債権、手形または電子記録債権を担保として差入れる場合、返済期日、最終返済期日または満期日の「年」については、債権証書等に記載されている年月日にあわせ、2019年5月1日以降も、平成換算の年で入力することが可能です（この場合、3. のとおり、冒頭に元号コード「H」を付す必要があります）。

この場合には、「担保差入受付通知」および「整理番号通知」には、新元号で換算した年が表示されますので、ご注意ください（なお、検証印字には入力したとおりの年が表示されます）。

（例）「担保差入（証書貸付債権）」（コード 541105）において、「最終返済期日」欄に「H400331」と入力した場合

⇒ 「担保差入受付通知」の最終返済期日には「10-03-31」と表示されます（検証印字には「H40-03-31」と表示されます）。

（2）外貨建共通担保の円貨換算率等の変更に関する取扱い

- 外貨建共通担保^{（注1）}にかかる担保価額については、原則として毎週最終営業日の円貨換算率等^{（注2）}を使用して更新していますが、営業日の存在しない2019年4月29日週には円貨換算率等の変更を行いません。こ

のため、4月19日に変更した円貨換算率等が4月24日から5月8日までの間、4月26日に変更した円貨換算率等が5月9日から14日までの間、それぞれ適用されます。

(注1) 日本銀行に共通担保として差入れられている「外貨建外国債券」および「米ドル建の企業に対する証書貸付債権」をいいます。

(注2) 外貨建外国債券については円貨換算率および時価を指し、米ドル建の企業に対する証書貸付債権については円貨換算率を指します。

(3) 住宅ローン債権信託受益権の担保価額変更の取扱い

- 住宅ローン債権信託受益権の担保差入先は、原則として月末営業日の3営業日前までに、「担保差入証書兼担保価額変更依頼書」を担保管理店に提出することにより、住宅ローン債権信託受益権の担保価額変更を依頼することとなっています。このため、2019年4月においては、同月23日が提出期限となりますので、ご注意ください。

3. 日銀ネット関係事務の取扱い

- 日銀ネットの業務処理区分において、年を入力するフィールドは、「和暦(元号コードなし)」、「和暦(元号コードあり)」および「西暦」のいずれの形式でも入力することができますが、改元後(2019年5月1日以後)に、改元前(2019年4月30日以前)の年を和暦で入力する場合には、冒頭に元号コード「H」を付す必要があります。
- なお、改元前に、改元後の年を和暦で入力する場合には、平成換算の年を入力してください。また、改元前に、改元後の年を入力した場合には、当該入力にかかる出力帳票上、平成換算の年が表示されます。
- 改元前および改元後における入出力の具体例(年月日の和暦による入出力^(注1))をまとめると、下表のとおりです。

区分	入出力日付の例	入力例		出力例 ^(注2)
		入力形式	入力方法	
改元前(～2019年4月30日) に入出力を行う場合	2019年4月1日 (改元前の日付)	元号コードなし	310401	31-04-01 31年04月01日 平成31年04月01日
		元号コードあり	H310401	
	2019年5月7日 (改元後の日付)	元号コードなし	310507	31-05-07 31年05月07日 平成31年05月07日 (平成換算の日付)
		元号コードあり	H310507	
改元後(2019年5月1日～) に入出力を行う場合	2019年4月1日 (改元前の日付)	元号コードなし	入力不可 ^(注3)	31-04-01 31年04月01日 平成31年04月01日
		元号コードあり	H310401	
	2019年5月7日 (改元後の日付)	元号コードなし	010507	01-05-07 01年05月07日 令和01年5月7日 (令和の日付)
		元号コードあり	R010507 ^(注4)	

(注1) 年月の和暦による入出力についても同様です。

(注2) 和暦(元号コードなし)、和暦(元号コードあり)、西暦のいずれの形式で入力しても、出力内容は同じです。

(注3) 元号コードなしで入力した場合には、システム上、令和の日付として認識されます。

(注4) 規程等に特別な定めがある場合には、平成換算の年で入力する(この場合、冒頭に元号コード「H」を付す)ことも可能です(2.(1)参照)。